

亀山市発注工事の入札に参加される皆様へ

建設業法の改正に伴い技術者の取扱いが変わりました

令和 6 年の建設業法の改正に伴い、亀山市発注工事における技術者の取扱いについては以下のとおりとします。

1. 技術者を専任で配置しなければならない金額について

技術者の専任については、下表のとおりとします。

【改正内容】主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負金額

	改正前	改正後
建築一式工事以外	<u>4, 0 0 0 万円</u>	<u>4, 5 0 0 万円</u>
建築一式工事	<u>8, 0 0 0 万円</u>	<u>9, 0 0 0 万円</u>

※専任特例 1 号 主任(監理)技術者は、本来、専任しなければならない請負金額 4, 500 万円（建築一式 9, 000 万円）以上の工事でも、情報通信技術の活用や連絡員を配置するなどの要件を満たすことで、1 億円（建築一式：2 億円）までは工事現場を兼務することが可能です。

2. 技術者の兼任について

三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-46 で規定している 技術者の兼任については、下表のとおりとします。

【改正内容】技術者が兼任できる請負金額

	改正前	改正後
建築一式工事以外	2 件以下：500 万円以上 <u>4, 000 万円</u> 未満	2 件以下：500 万円以上 <u>4, 500 万円</u> 未満
建築一式工事	2 件以下：1, 500 万円以上 <u>8, 000 万円</u> 未満	2 件以下：1, 500 万円以上 <u>9, 000 万円</u> 未満

3. 監理技術者の配置について

監理技術者の配置を要する下請契約の総額については、下表のとおりとします。

	改正前	改正後
建築一式工事以外	<u>4, 5 0 0 万円</u>	<u>5, 0 0 0 万円</u>
建築工事一式	<u>7, 0 0 0 万円</u>	<u>8, 0 0 0 万円</u>

※専任特例 2 号 監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を、当該工事現場ごとに専任で置く場合には監理技術者の兼務が可能です。

4. (特定) 営業所技術者について

※専任特例営業所技術者 営業所ごとに専任で置くことが求められている（特定）営業所技術者について、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事を兼務することができます。（兼務現場数 1、請負金額：1 億円未満（建築一式：2 億円未満））

5. 適用日

令和 7 年 4 月 1 日